

武庫川女子大学英文学会規約

第一条 本会は武庫川女子大学英文学会と称し、本部を英語グローバル学科準備室におく。

第二条 本会は会員の学術研究および会員相互の親睦をはかることをもって目的とする。

第三条 本会の会員は大学院文学研究科英語英米文学専攻、大学英語グローバル学科、大学英語文化学科、短期大学部英語キャリア・コミュニケーション学科の専任教職員、および正規学生、ならびに付則第二条によって認められた者とする。

第四条 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長1名、教職員理事若干名、学生理事若干名、教職員監査1名、学生監査1名

第五条 役員を選出を次の通り定める。
1. 会長は学科長がこれにあたる。
2. 副会長は幹事教授がこれにあたる。
3. 教職員理事および監査は教職員互選に基づき、会長がこれを委嘱する。
4. 学生理事および監査は第六条に定める委員の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。

第六条 大学院文学研究科英語英米文学専攻修士課程、博士後期課程、英語グローバル学科、英語文化学科、英語キャリア・コミュニケーション学科から2名以上の委員をおく。

第七条 役員および委員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会の運営を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じた場合、会長事務を代行する。
3. 理事は次の業務を行う。

(イ) 企画 (ロ) 諸行事の実施 (ハ) 刊行物に関する事務
(ニ) 庶務会計 (ホ) その他役員会で必要と認められた業務

4. 監査は会計監査にあたる。
5. 委員は役員と連絡して、それぞれの運営にあたる。

第八条 役員および委員の任期は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし再任を防げない。

第九条 本会は次の業務を行う。
1. 会員の研究発表会 2. 学術講演会 3. 学会誌の編集発行
4. その他役員会で必要と認められた事業

第十条 本会に次の機関をおく。
1. 総会 2. 委員会 3. 役員会

第十一条 総会は毎年度初めに開催し、次の事項に関する審議を行う。
1. 前年度の決算および事業報告の承認
2. 新年度の会費、予算および事業計画の承認
3. その他役員会提出の案件
ただし、役員会が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。
総会は全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
総会の決議は出席者の2分の1以上の賛成によって成立する。

第十二条 委員会は、役員および委員をもって構成し、会長がこれを招集する。
委員会は、理事および監査の選出、その他の業務を行う。

第十三条 委員会は会長がこれを招集し、次の業務を行う。
1. 総会議案の作成 2. 会費の原案、予算案、決算報告案の作成
3. 事業計画の作成 4. その他、学会運営上の必要業務

第十四条 本会の経費は、会員から徴収する会費および本会の行う事業の収益金、その他をもって支弁する。

第十五条 本会の会則は、総会に付議して、改正することができる。ただしその場合は、

全会員の2分の1以上の出席を必要とし、かつ決議は出席者の2分の1以上の賛成を要する。

第十六条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第一条 本規約は、昭和44年4月1日より実施する。

第二条 次に該当する者は、役員会の承認を経て本会の会員となることができる。

1. 第一部英文科、第二部英文科、英米文学科、英語学科、英語文化学科、英語グローバル学科、英語コミュニケーション学科、英語キャリア・コミュニケーション学科の卒業生ならびに大学院修了者
2. 本則第三条に定める教職員以外の本学専任教職員、旧専任教職員、ならびに非常勤教職員

第三条 本年度の会費は10,000円とする。

付則第二条1~2項によって会員となった者の会費もこれと同額とする。

本則第三条に定める正規学生の会費は無料とする。

第四条 本規約は、令和5年6月17日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。